

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

三菱原子燃料株式会社における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

平成20年5月26日付け平成19・06・20原第1号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号、第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

本件申請に係る変更内容は、三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に関し、以下のとおりである。

(1) 化学処理施設の変更

- ・ 化学処理施設第1ライン沈殿ろ過設備に機器を設置
- ・ 水蒸気による加水分解法に係る設備の設置取り止め
- ・ ウラン回収設備の一部設備を撤去し、更に新たな設備を設置
- ・ 濃縮度混合設備に機器を設置
- ・ ウラン溶液に係る設備の熱的制限値を削除
- ・ 廃棄施設のシリンダ洗浄設備の一部の設備を化学処理施設のウラン回収設備に区分変更

(2) 貯蔵施設及び最大貯蔵能力の変更

- ・ 原料貯蔵所に粉末貯蔵設備（最大貯蔵能力 43.8t-U）を設置
- ・ 工場棟の燃料集合体貯蔵室の最大貯蔵能力を 193t-U から 180t-U に変更

(3) 廃棄施設の変更

- ・ 老朽化した廃液処理設備を撤去し転換工場及び放射線管理棟に廃液処理設備を設置
- ・ 廃水処理場に固体廃棄物の廃棄設備である廃棄物貯蔵設備を設置（保管廃棄能力 450 本（2000 ドラム缶換算））
- ・ 固体廃棄物の前処理設備を設置

(4) 加工の方法の変更

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではなく、本申請の通り許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する費用は、自己資金を用いることとしていることから、加工事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。